

令和7年11月

お客さま各位

長浜信用金庫

払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱開始 および「当座勘定規定」の改定について

平素は、長浜信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みとして、払戻請求書による当座預金からの払戻しの取り扱いを開始するとともに、「当座勘定規定」を改定させていただきます。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日

令和7年12月1日（月）

2. 払戻請求書による当座預金からの払戻し方法

- ・当金庫所定の払戻請求書に記名・押印のうえ、当座勘定照合票、当座勘定入金帳等、口座番号が確認できるものをご提示ください。
- ・小切手同様、払戻しは口座開設店でのみとさせていただきます。
- ・ご来店者さまの本人確認をさせていただく場合がございます。
- ・なお、引き続き小切手での払戻しも可能です。

3. 「当座勘定規定」の主な改定内容

払戻請求書による当座預金からの払戻しに関する文言を追加いたしました。
詳しくは「新旧対照表」をご確認ください。

以上

当座勘定規定（一般用）新旧対照表

改定後	現行
<p>第7条(手形、小切手等の支払)</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>または当金庫所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p><u>(4)当座勘定の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名、押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。</u></p> <p><u>(5)前項の払戻しの手続きに加え、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類等の手続きを求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行わないことがあります。</u></p>	<p>第7条(手形、小切手の支払)</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>(追加)</u>を使用してください。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>
<p>第12条(手数料の引落とし)</p> <p>(1)当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手 <u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第12条(手数料の引落とし)</p> <p>(1)当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手 <u>(追加)</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第17条(印鑑照合等)</p> <p>(1)手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)(3) (略)</p>	<p>第17条(印鑑照合等)</p> <p>(1)手形、小切手 <u>(追加)</u>または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)(3) (略)</p>